

# 掛川市犯罪被害者等支援条例

## 目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 支援の内容（第8条－第18条）

第3章 支援体制の整備（第19条－第22条）

第4章 雑則（第23条）

## 附則

### 第1章

#### （目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、掛川市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項の犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項の犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する個人をいう。
- (4) 市民等 市民及び市内の事業所に通勤し、又は市内の学校に通学する個人をいう。
- (5) 事業者等 市内において事業活動を行う個人及び団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、静岡県その他地方公共団体の機関及び犯罪被害者等の支援に係る民間の団体をいう。
- (7) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等の被害を回復させ、又は軽減させ、犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (8) 二次被害 犯罪被害者等が犯罪等によって被った被害の後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、マスメディアによる報道及びインターネットを通じて行われる誹謗中傷等により受けるプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。
- (9) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(10) 市営住宅等 掛川市営住宅管理条例（平成17年掛川市条例第144号）第2条第3号、掛川市再開発住宅管理条例（平成17年掛川市条例第145号）第2条第1号及び掛川市住環境整備モデル住宅管理条例（平成17年掛川市条例第146号）第2条第1号に規定する住宅をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行わなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は平穏な日常生活を害することとならないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について十分配慮して行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、関係機関等と相互に連携協力することにより推進するものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援のための施策が円滑に実施されるよう関係機関等と連携し、協力しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉、プライバシー及び生活の平穏を害する等により二次被害を与えることのないように十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援施策について協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉、プライバシー及び生活の平穏を害する等により二次被害を与えることのないように十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援施策について協力するよう努めなければならない。

2 事業者等は、その雇用する者が犯罪被害者等になったときは、当該犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続きに適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分配慮するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援計画)

第7条 市は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

第2章 支援の内容

(相談及び情報提供)

第8条 市は、犯罪被害者等支援を行うための総合的な窓口を設置するものとする。

2 市は、前項の窓口において、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の相談を受け付け、犯罪被害者等の状況その他の事情に応じて、支援制度、関係機関等の情報を提供するものとする。

3 市は、犯罪被害者等から得た情報について、第三者等に漏えい等することのないよう、厳重に取り扱わなければならない。

(付添い及び申請手続の補助)

第9条 市は、犯罪被害者等である市民が移動する場合において、必要と判断したときは、その申出によりその移動に付き添うことができる。

2 市は、犯罪被害者等である市民がその支援に関する申請等を行う場合、その申出により必要に応じて手続を補助することに努めるものとする。

(物品貸与)

第10条 市は、犯罪被害者等である市民が生活する上で必要になると判断した物品を貸与することができる。

(見舞金の給付)

第11条 市は、犯罪被害者等である市民に対し、被害の程度に応じた見舞金を給付することができる。

(見舞金の給付制限)

第12条 前条の見舞金は、当該犯罪被害者等である市民が次に掲げる事項に該当する場合には、その給付を受けることができない。

(1) 当該犯罪被害者等である市民が、不法な目的をもって犯罪被害を受けた場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該犯罪被害者等である市民と加害者との関係その他当該犯罪被害が発生した総合的な事情から、見舞金を給付することが適切でないと市長が判断した場合

(見舞金の返還)

第13条 虚偽若しくは不正な手段により見舞金の給付を受けた者又は見舞金の給付を受けた者で前条各号に該当することが判明したものは、当該見舞金を市長に返還しなければならない。

(日常生活支援)

第14条 市は、第9条及び第10条に定めるもののほか、犯罪被害者等である市民が平穏な日常生活を取り戻すために必要と認める支援を行うことができる。

(一時保護)

第15条 市は、犯罪被害者等の状況から、平穏な日常生活を送ることに重大な支障があると判断した場合には、犯罪被害者等を一時的に保護しなければならない。

2 前項の場合において、市は、関係機関等による一時保護が適切であると判断した場合は、遅滞なく関係機関等にその要請をしなければならない。

(住居支援)

第16条 市は、犯罪被害者等である市民に対し、市営住宅等を提供することができる。

(犯罪被害者等に関する情報の保護)

第17条 市は、犯罪被害者等に関する犯罪被害の態様及び支援の内容その他犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を阻害するおそれのある情報を当該犯罪被害者等支援に関わらない者に対して、提供してはならない。

(支援の制限)

第18条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

### 第3章 支援体制の整備

(基本的支援体制の整備)

第19条 市は、犯罪被害者等に対して必要な支援が行えるよう、総合的かつ効果的な支援体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第20条 市は、犯罪被害者等が二次被害を受けることなく、適切な支援を受けることができるよう、市の職員その他の関係者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関等との連携協力)

第21条 市は、関係機関等と連携協力して犯罪被害者等の支援体制を構築する措置を講ずるものとする。

(理解の促進)

第22条 市は、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等の人権、名誉及び平穏な

日常生活への配慮の重要性等に関する理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の規定（第8条から第14条まで、第16条及び第18条の規定に限る。）は、施行日以後に発生した犯罪等に係る犯罪被害者等支援について適用する。